

選 定 要 領

(明石市役所新庁舎空間整備支援業務委託)

提出された企画提案書等の内容について、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施します。

1 書類審査

(1) 審査対象となる書類

- ア 参考見積書（様式5）
- イ 参考業務費内訳書（様式6・任意様式）
- ウ 業務実績調書（様式10）
- エ 配置予定業務責任者調書（様式11）
- オ 配置予定業務担当者調書（様式12）
- カ 公共性（施策反映）評価提出書（様式14～19）

(2) 審査方法

(1)に掲げる書類に記載された内容について、審査基準（別紙参照）に従って採点します。

2 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 審査対象となる書類

- ア 実施体制調書（様式7）
- イ 業務工程表（様式8）
- ウ 評価テーマに対する企画提案書（様式9）

(2) 審査する内容

(1)に掲げる書類に記載された内容、その内容に対する質疑応答などから総合的に審査します（別紙「審査基準」参照）。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の日程・場所

2020年（令和2年）9月3日 明石市役所内会議室（予定）

- ・ 場所、当日の参集時間、会場に入室可能な人数、プレゼンテーションの時間等の詳細は、参加申請書の提出者に個別に連絡します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は、参加申込みを無効とします。

(4) その他

- ・ プレゼンテーションは、公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（様式4）に記載された業務責任者が行うことを原則とします。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン等の機器を使用しても構いません（スクリーン及びプロジェクターは明石市で用意します。）。

3 最優秀提案者の決定

(1) 最優秀提案者の決定方法

- ・ 明石市役所新庁舎空間整備支援業務受託予定者選定委員会が審査基準をもとに採点及び集計をしたものを得点とし、最高得点者を最優秀提案者として選定します。
- ・ 最高得点者が複数ある場合は、審査基準のプレゼンテーション・ヒアリング審査の得点が最も高い者を選定します。
- ・ プレゼンテーション・ヒアリング審査の得点も同じ者が複数ある場合は、審査基準の業務委託費の得点の高い者を最優秀提案者とし、それも同じ者が複数ある場合は、市が最優秀提案者を決定します。

(2) 選定結果の通知

- ・ 2020年（令和2年）9月中旬に市ホームページで公表するとともに、文書で通知します（通知方法は電子メール及び郵便による。）。なお、最優秀提案者及び次点提案者（参加者が2者以下の場合は最優秀提案者のみ）については、名称等を市ホームページにて公表するものとします。
- ・ 選定結果についての異議申立ては一切受け付けないため、了承した上で参加してください。